

氏 名 秋山 かおり

学位(専攻分野) 博士(文学)

学位記番号 総研大甲第 1976 号

学位授与の日付 平成 30 年 3 月 23 日

学位授与の要件 文化科学研究科 日本歴史研究専攻  
学位規則第6条第1項該当

学位論文題目 太平洋戦争下のハワイ日系人強制収容における抑留所の変  
遷と抑留者の生活

論文審査委員 主 査 教授 荒川 章二  
准教授 原山 浩介  
准教授 内田 順子  
教授 山倉 明弘 天理大学 国際学部  
教授 森本 豊富 早稲田大学 人間科学学  
術院

論文の要旨

Summary (Abstract) of doctoral thesis contents

本論は太平洋戦争下のハワイ日系人強制収容をめぐり、抑留所の開設（1941年12月7日）から閉鎖（1945年10月25日）までを通じて、抑留対象者の変遷、ならびに抑留所機能と抑留所設置目的の変容を明らかにした。

ハワイの戦時強制収容は、予めリストアップされていた日系社会の指導者層を中心とする日系人の逮捕・抑留から始まった。当初、抑留所はオアフ島のサンドアイランドに設置され、その後、1943年3月に同島のホノウリウリへと移転した。一方、ハワイでは真珠湾攻撃当日に戒厳令が敷かれ、これが1944年10月24日まで続いた。これらのことを踏まえ、本論では強制収容を3期に分けた。すなわち、サンドアイランド抑留所が使用された1943年3月までを「開始期」、ホノウリウリ抑留所が使用された時期のうち戒厳令撤廃までを「継続期」、そして戒厳令撤廃後を「収束期」として、それぞれの時期について検討した。

第1章では、サンドアイランド抑留所が使用された「開始期」をめぐり、抑留所の管理・運営、ならびに抑留者の生活がどのように変化したのかを検討した。先行研究においては、サンドアイランドでの抑留生活について、初期に抑留された日系社会の指導者層が残した手記などに依拠し、抑留当初の過酷な状況だけがクローズアップされる傾向があった。そしてこのことが、同抑留所を、あくまでもアメリカ本土へ抑留者を移送するまでの一時監禁所であると捉えることにもつながっていた。しかしながら、陸軍資料と回顧録などを分析したところ、抑留所の設備も次第に充実し、また当初の厳格な管理体制も次第に軟化していったことが明らかになった。そしてこのことから、「一時監禁」にとどまらない抑留所の管理・運営の実体も明らかになった。

第2章では、「継続期」のホノウリウリ抑留所の面会制度に着目し、これが抑留者とその家族にとってどのような意味を持ったのかを検証した。面会は、抑留者と家族にとってそれ自体として重要だったのはもちろんのこと、面会を通じた物資の授受が双方にとって意味を持った。とりわけ抑留者にとっては、受け取った物資を使った下駄作りや密造酒製造など、管理体制からの逸脱をも含む抑留生活の支えとなった。また、こうした事態を前に管理側は、彼らが多少の楽しみを行うことを許容しながらも、規則違反に対する罰則として面会禁止を巧みにほめかすなど、面会制度が抑留者とその家族に対する牽制の手段として、管理・運営に取り込んでいたことも示した。

第3章では、同じく「継続期」を中心に、ホノウリウリ抑留所に隣接して設置された捕虜収容所に注目し、日系人抑留者と日本人捕虜が接触した事例を分析した。この「継続期」には、抑留対象が、日系社会の指導者層から帰米二世（ハワイで生まれ日本で教育を受けてハワイへ戻った人びと）にシフトしていた。彼らの抑留期間は長くなる傾向があったばかりか、一部の帰米二世抑留者は日本人捕虜などに対する食事の世話などの作業にも動員された。ここでの日本人捕虜との接触を通じて、「日本人」としての自己と向き合わされることとなった。またそうした環境のなかで、アメリカ軍への従軍拒否や釈放拒否を選ぶ抑留者も存在した。この時期には、抑留所運営そのものは、表面的には安定していたものの、捕虜との関係もあいまって抑留者の内面的な矛盾を拡大させていった。

(別紙様式 2)  
(Separate Form 2)

第 4 章では、戒厳令撤廃以降の「収束期」をめぐって検討を行った。既に抑留の法的根拠となっていた戒厳令が撤廃されていたものの、ハワイは「軍事区域」に指定され、従前と同様に収容は継続した。この時期には、以前から継続的に抑留されている「特に危険視された」一世に加え、「危険人物」と判断された帰米二世が新たな抑留対象とされた。彼らのなかには従軍拒否、日本送還希望、天皇信奉がみられたものの、その背景には少なからず、はじめからアメリカへの忠誠をめぐって疑いを以て扱われたことへの不信感があった。つまり実態としては、ハワイの行政・軍政や、アメリカ合衆国そのものに対する不満を持つとみなした日系人を、治安上の問題から収容するという性格が強くなっていた。抑留者数は、本土への移送（強制排除）、釈放によって減っていき、1945 年 10 月 25 日の閉鎖時には、市民権放棄を希望する者が事務手続きの遅れから、ホノウリウリ抑留所に残される状態だった。

本論では、このような強制収容が形態を変えながら戦時下において続くなかで、徐々に当初の目的を逸脱していく過程を示した。第 1 章の「開始期」には、日系人の指導者を抑留して日系コミュニティの弱体化を果たそうとしたが、第 2 章、3 章で取り上げた「継続期」には、帰米二世抑留者の数が次第に増加していった。これは、陸軍が抑留した帰米二世、アメリカに不忠誠だと危険視し、釈放に対しても慎重であったために生じた状況である。戦況が変わりつつあった 1943 年にもなると、抑留者への規制が軟化する一方で、移送された多数の捕虜に対応するため、帰米二世抑留者を動員するなど抑留所／収容所の運営に変化がみられた。そして、戒厳令撤廃後の「収束期」には、抑留所は少数の抑留者をいわば刑務所のように隔離する場所として機能した。

以上の分析と考察から、ハワイの戦時強制収容は、それぞれの時期の課題に対応するべく、抑留所の運営方法と抑留対象者を変えながら、戒厳令終了後まで継続したことを明らかにした。抑留対象者に関して先行研究では、日系人の指導者から、帰米二世に抑留対象者が変わったと言われていたが、本研究の成果から、その後に、「特に危険」だとみなされた少数の親日的な日系一世・二世へとさらなる抑留対象の変化があったことが明らかになった。ハワイ軍政府長官局(のちに内部保安局)が強制収容を継続するため、戒厳令撤廃後も彼らを抑留できる政策を整えたのは、このような「特に危険」な日系人を治安維持のために抑留しようとしていたことの証左である。

なお、ハワイの日系コミュニティでは、開戦後、次第に戦争協力を積極的になる傾向があった。「収束期」の抑留者に見られる徴兵忌避者や天皇信奉を表明した者などは、戦争協力を牽引する日系人団体なども「社会の敵」とみなしていた。つまり、太平洋戦争の終盤には、抑留対象者と、日系人コミュニティにとっての「敵」が一致していくという現象がみられたことになる。当初、日系人の指導者たちを抑留していた抑留所は、戦時下の日系人社会とともにその性格を変え、日系人団体と行政がともに「社会の敵」とみなす人びとを隔離する場所になったともいえる。

このように当初の目的から大きな変化を遂げた抑留所のありかたから分析できるハワイの強制収容政策は、日系人を抑留する意味そのものを変え、最終的にはその目的すらも形骸化していた。

博士論文審査結果の要旨  
Summary of the results of the doctoral thesis screening

【概要】

本論文は、1941年12月の日米戦争開戦を受けて設置されたオアフ島のサンドアイランド抑留所、およびホノウリウリ抑留所を対象として、開設事情から終戦後の閉所までの全般的な展開を詳細に追究することで、全体像を示す総括的な研究が薄い戦時下ハワイにおける日系人強制収容制度の実態解明に迫ったものである。

【構成】

本論文は、問題の所在・研究史とその問題点・課題と分析視角、時期区分を示した序論、開戦直後（開戦翌日の12月8日開設）から1年3ヶ月（～1943年3月）にわたって運営された、ホノルルのサンドアイランド抑留所の開設事情と生活環境を視野に入れて運営実態を明らかにした第1章、サンドアイランドに代わって設置された内陸部のホノウリウリ抑留所（ピーク時で274人）について、抑留所の構造、戒厳令下（軍政）における一部日系人の抑留というハワイ独特の抑留政策が日系人コミュニティに与えた影響、そしてその特殊性に対応して設置された家族との面会制度の機能と実態に注目して、抑留所経営方針と抑留生活の諸相、抑留者の意識を追跡した第2章、一世の日本人移民を主たる対象としたアメリカ本土移送により抑留者数が減少する中で、少年時代に日本での教育を受けたハワイ生まれの帰米二世の比重が増え、彼らとホノウリウリに同時期に収容された戦争捕虜（1944年中に一挙に増加）が接触する中で抑留者の意識や行動にどのような変化が生じたのかを追跡した第3章、戒厳令解除（1944年10月）と最後の大掛かりな本土移送（1944年11月）後も新たな大統領行政命令を論拠になおも継続的拘留が続けられたこと、あるいは「危険人物」として新たに抑留された人々の存在とその戦争観・国家観などに注目した第4章（抑留政策が最終的に収束した1945年10月まで叙述）、及びまとめの終章から成る。

【論文内容と研究史的意義】

以下、章ごとに区分して内容を紹介し、その研究史的意義を記す。

本論文は、これまでサンドアイランド抑留所開設前半期の劣悪な収容条件・収容体験を根拠にして物語られてきたハワイの日系人強制収容所のマスターナラティブに対し、サンドアイランド抑留所史の全体史を扱った第1章において、①なぜこのような応急施設での発足となったのかについて、陸軍資料を詳細に検討し、開戦前における抑留所建設計画が挫折したこと、検疫病院の緊急使用・増設で対応せざるを得なかったことを明らかにし、②さらに、先行研究で注目されてこなかった抑留所の規則を示し、当初の厳重な管理・監禁実態を明らかにした。①、②を通じて、体験記・オーラルヒストリーなどを根拠に主張されてきた代表的な「物語」創出の背景を実証的に論証したといえる。しかし、本章の研究史的意義は、その先にある。③として、「抑留所日誌」、「サンドアイランド記録簿」（米国立公文書館資料、1942.4～42.8のみ利用可）に記載された収容所生活の詳細の記載（面会、礼拝、余暇、図書・新聞、手紙、医療、労働、苦情申し立て、その他）、収容所の改正

(別紙様式 3)

(Separate Form 3)

規則、および中立国であるスウェーデン在ハワイ領事館の抑留所視察報告（日本政府への報告書、外務省外交資料館所蔵、月1回程度）など複数の一次資料を活用して、拘留が長期化し拘留者が拡大する中での抑留所管理の柔軟化、そしてその生活態様、抑留者の主体性などを明らかにした。これによって、上記マスターナラティブが、サンドアイランド抑留所期に限っても、必ずしも全時期の実態を反映したものではないことが明確に示されたといえる。

第2章では、先ず先行研究、特に21世紀に入って急速に進展したホノウリウリ収容所・抑留所の考古学的調査研究の成果を整理して、施設の全体構造とその設置環境（地理的条件及び捕虜収容所との併設状況）を示した後、サンドアイランド時代に始まり、ホノウリウリ時代に定着した家族（当初は友人も可）との面会制度について、面会記録・面会規則などに関する米軍資料と体験記、オーラルヒストリーを組み合わせることで明らかにした。この面会制度は、一般日系人の強制排除という家族ぐるみの大規模な収容として実施された米本土と異なり、人口の三分の一を日本人・日系人が占めるため、一世（敵国人としての日本人）の一部、および戒厳令を法的根拠に米市民権を有する二世の一部を「危険人物」として強制収容したハワイ特有の状況に対応して創設された制度である。特に、ホノウリウリ時代の面会制度は、抑留所の所在地、存在自体が機密扱いされる中で運用されており、面会制度の実態と機能に関する詳細な解明・分析は、ホノウリウリ時代の抑留所管理の一面の解明だけでなく、戒厳令下の日系人社会と抑留者・その家族との関係にも影響した問題である。ハワイにおける戦時社会・軍政とは、どのような事態であり何をもたらしたのか、という問題に展開しうる貴重な研究史的貢献といえよう。

第3章は、ハワイの強制収容史に関する法制史的先行研究が注目している帰米二世の存在と、もう一方の研究史をなす捕虜収容所としてのホノウリウリ捕虜収容所に関する研究を接合する新たな視点から組み立てられている。前者の帰米二世抑留者については、抑留所日誌や帰米二世への審問報告（米軍調査報告書）でその実像を示し、2代目収容所長（のちハワイ軍政府局）スプリンガーが作成した報告書や前掲スウェーデン在ハワイ領事館文書を活用し捕虜収容所の実態を示すとともに、これらの資料と収容所体験記を付き合わせて、増大の一途をたどった捕虜の食事などの管理に抑留者を動員した実態、そしてそこでの接触の中で、一方で同胞意識が芽生え、他方では、捕虜並に過重かつ無償の負担を強いる収容政策への公然たる抗議が見られるようになったことを指摘している。帰米二世研究、ハワイで収容された日本人捕虜研究とともに研究史は薄く、両者が交わるハワイ強制収容研究の新たな側面にメスを入れ、実証に踏み出した意義は大きい。

第4章は、従来の研究史が省みることがなかった戒厳令撤廃後の収容所機能を明らかにしたものである。戒厳令が撤廃され、本来的には日系二世抑留の法的根拠が消えた以後においても、ハワイ準州は軍事地域に指定され、「危険人物」とみなされた者のハワイ準州からの強制排除・身柄の拘束が、新規抑留を含めて続いたことを明らかにした。そして個々の抑留者への取り調べをまとめた陸軍報告書により、抑留者の属性・意識（徴兵に対する考え方、日本送還への期待、釈放拒否）などを分析し、ホノウリウリ抑留所最末期においてどのような人々が強制排除・収監されていたのかを明らかにした。こうした分析は、最末期の抑留が、終章における軍当局が選定した抑留対象者と、当時の日系人コミュニティにとっての「敵」が一致する方向性をつくり出した、との見通しへつながり、日系人の戦

(別紙様式 3)

(Separate Form 3)

時史に関する戦後の「物語」生成への展望を新たな角度から示した。

以上、本論文は、米公文書館（米陸軍関係資料）・ハワイの日本文化センター・日本の外交史料館などの一次資料、そして著者独自の聞き取り調査をも踏まえながら、序章「戦時強制収容の包括的理解に向けて」という設定課題に応えた。

#### 【課題】

以上、本提出論文は、ハワイ日系人の中心的な強制収容機関の全史を、機能と抑留者の生活・意識に眼を凝らし、抑留所というミクロな空間からハワイの戦時社会の特質をえぐり出した。

しかし、そのミクロな世界からの達成故に、ハワイの戦時社会史、戦後史、更に本土の強制収容との比較など、大きな文脈とどうつなげるかが、次の課題として否応なく浮かび上がってきたと言える。既に本論でも各所で触れられてはいるが、当時の戦時下のアメリカ社会で唯一、戒厳令・軍政が敷かれたハワイの戦時体制の特質、そのなかでの日系人社会のありようの解明、そして日系人社会と抑留政策との関連を包括的に描く作業には特に期待したい。

本論の掘り下げに直接に関わる課題としては、戦時下の徴兵・戦争協力と徴兵忌避あるいは親日・反米意識という国民化と強制排除の狭間におかれた帰米二世という集団をどう理解するのか、戦時下のアメリカ市民としての規格にそぐわないとされた帰米二世とは何だったのか、あるいは逆に、彼らを排除の対象とすることがアメリカ社会における市民の規範の形成とどう関わっていたのか、という問題の解明である。収容所の内と外をリンクする課題として取り組みを期待したい。

#### 【評価】

上記課題はあるが、これらは本論の達成の上で浮かび上がった今後取り組むべき課題である。また、本論では、誤字脱字や文章表現に検討を要する部分もあるが、本論の論旨に支障をきたすものではない。以上を総合的に考慮した上で、審査委員一同は、本論文の学術的意義は大きく、課程博士の学位授与に十分値するものであると評価した。